

# しいたけ増産体制整備総合対策事業：R6

事業名	低コスト簡易作業路整備事業	生産施設等整備事業				京都市場出荷
		7. 効率化促進対策	1. 生産施設高度化対策			
内容	林内作業路の開設	重機類	高度化施設類	生産機械・施設 ほだ場改良	生産機械・施設	生産施設機械等
補助対象者	原木しいたけ生産者 林業団体	原木しいたけ生産者 法人	乾しいたけ生産者 林業団体	原木しいたけ生産者 法人・林業団体	菌床しいたけ生産者 法人・林業団体	原木しいたけ生産者 法人・林業団体 中間集荷事業者
	乾・生	乾・生	乾	乾・生	生	生
年齢	年齢制限なし					年齢制限なし
栽培年数	-	(乾) 3年以上(申請時：4年目以上、植菌3回以上済) (生) 1年以上(申請時：2年目以上、栽培実績ありのみ)			1年以上 (2年目以上、実績必要)	-
植菌数 (現状と目標)	5万駒以上 かつ要増産計画	10万駒以上→15万駒以上	10万駒以上→15万駒以上	(個人) 5万→10万以上 (法人) 10万→20万以上	(個人) 2.5千→5千菌床以上 (法人) 5千→1万菌床以上	京都市場向け出荷の 増産計画があること
		※当年度1割以上増産(注1)(前年度or過去3年実績平均から) ※事業実施年度に自然災害や病気・事故など事業実施者の責めに帰ることができない理由がある場合は、1割以上の増産の要件を免除				
補助率	定額 500円/m	1/2	3/4	1/2	1/2	3/4
県・市割合	県：400円、市：100円	県：1/3以内、市：1/6	県：1/2以内、市：1/4	県：1/3以内、市：1/6	県：1/3以内、市：1/6	県：1/2以内、市：1/4
事業費 上限	-	上限：300万円 (補助金：150万円)	上限：500万円 (補助金：(3/4) 375万円、(1/2) 250万円) ※単年度メニュー内上限 ※人工ほだ場：10千円/㎡、ハウス：21千円/㎡	上限：500万円 (補助金：250万円) ※菌床ハウス：44千円/㎡	上限：500万円 (補助金：375万円) ※単年度メニュー内上限 ※人工ほだ場：10千円/㎡ ※ハウス：21千円/㎡	
主な 補助要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>しいたけ原木林0.3ha以上</li> <li>延長100m以上</li> <li>0.1haあたり100mまで</li> <li>事業着手以降に開設したもの</li> <li>幅員が2m以上のもの</li> <li>既存路網の補修は不可</li> <li>切土が発生しない原野等の開設は不可(切土のない延長部分は対象除外)</li> <li>補助事業で導入した重機を利用して開設したものは不可</li> <li>※事前写真必須(R1～)</li> </ul>	<p>【対象物】</p> バックホウ グラブブル ユニック車 ダンプトラック(原木供給)など ※アタッチメントは高度化で対象	<p>【対象物】</p> 人工ほだ場・ハウス 散水施設(水源調査経費含む) ほだ化施設 ※耐用年数を越えた施設の 移転、改修、改良は「その他特認」 (1/2補助メニュー内)	<p>【対象物】(乾)</p> 乾燥機、林内作業車、 自動穿孔機・植菌機、スライヤ、 重機アタッチメント、ワイフ取付、 簡易散水、ホーリング、 選別機、施設の移転改良 など	<p>【対象物】(生)</p> 暖房機、浸水槽、保冷库、 包装機、 加湿器、冷房機、 自動計量選別機、 施設の移転改良 など	<p>【対象物】</p> ハウス、浸水槽、 暖房機、保冷库、など ・中古は不可
備考	(乾) 3年以上(申請時：4年目以上、植菌3回以上済) (生) 1年以上(申請時：2年目以上、栽培実績ありのみ)					

※ほかにも諸条件があります。詳しくは担当までご相談ください。

※(注1)R1年度追加。事業実施年度に植菌数が1割以上増加しなかった場合、今後3年間当該補助事業の実施不可

※補助事業を行う場合、3月中旬頃には施工(道の開設、機械の購入・設置)を完了させる必要があります。

※補助事業の申請前に道の開設や購入等を行った場合は補助対象外になりますのでご注意ください。

<ほか>

◆「重機等運転技能講習受講支援」メニューがあります。別途ご相談ください。

◆「原木供給関係」は別途補助メニューがあります。別途ご相談ください。

◆研修・資格関係は別表参照